

地域社会における祭礼の展開

——埼玉県北足立郡伊奈町下郷区の春祈禱を事例に——

小 島 孝 夫

はじめに

民俗学は、何事もなく過ぎていくように感じている日常生活を客観的に捉えなおすという作業を分析することで、地域社会の成りたちや移り変わりを明らかにする学問である。

日常生活のなかで「あたりまえ」と感じている事象や考え方の根拠や必然性を明らかにする作業である。そして、ある事柄を理解しようとする際に、その「あたりまえ」のものさしになっているのは自分自身が経験してきたことに他ならない。小稿では、筆者の居住地で毎年四月に行われている春祈禱を事例として、行われている祭礼を事例に、筆者が「あたりまえ」と捉えてきた事象の歴史的展開の検証を試みることにしたい。

祭礼の展開に明治時代末期に全国で展開された神社合祀や、第二次世界大戦後の高度経済成

長期への地域住民の対応として行われたことなどが密接に関係して、現在の祭礼の形態が形成されたことを検証していきたい。

一、問題の所在

(一) 調査地概要

小稿で事例とするのは筆者が居住している埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字下郷浅間である。現在の浅間地区の戸数は、集合住宅居住者を除いて一〇六戸であるが、浅間地区の西側の水田地帯を南北に貫通する県道さいたま栗橋線（旧大宮栗橋線）が敷設された一九六七（昭和四二）年までは戸数二五戸ほどの農業を主体とした集落であった。隣接する丸山地区にある埼玉県特定記念物（史跡）「伊奈氏屋敷跡」に連なる集落で、伊奈熊蔵忠次家臣の牧野茂左衛門が開基とされる旧明徳寺の門前集落でもあったように、各家が農閑余業としていた諸職が屋号となっている。元禄年間（一六八八〜一七〇四年）頃からの墓石を有する家やその分家筋の家、近隣集落から転入してきた家に加えて、関東大震災後に転入してきた家、第二次世界大戦中に疎開してきた家が混在しているが、全戸が浅間神社の氏子として集落を構成してきた。その後、二五戸のうち六戸が他出し、現在は一九戸が浅間神社の氏子となっている。そして、専業農家は一戸となった。現在の浅間地区の行政的な位置づけは、下郷区の下位に浅間組とし

て位置づけられ、さらに一二の班に細分されている。そして、この一二の班の中に一九戸の氏子が分散している。

埼玉県東部に見沼代用水に沿って南北に拡がる見沼田んぼに連なる「里の田んぼ」と呼ばれた水田に、一九六七年に第二回国民体育大会が埼玉県で開催されるのに合わせて前述の高規格の県道が敷設され、その後水田全体が埋め立てられ一九七八（昭和五三）年に住宅地としての分譲が行われた。現在の伊奈町栄町である。また、一九六八年に施行された「都市計画法」による市街化区域の線引き直前に駆け込むように一部の農地の転売が行われ、地区内の農地に虫食い状態で新たな住宅が建てられていった。農業を生業とする地区内にサラリーマンの住宅が建てられていくという混住化が進展していった。さらに、浅間地区の家などが落ち葉掻きを利用して隣接する丸山地区の山林が東北新幹線や県立がんセンターの建設のために買収されたことも加わり、それまでの浅間地区のなりわいであつた農業は高齢者を主な担い手とするものになり、多くの農業後継者はサラリーマンとしての生活を選択することになった。それにともない集落内の家屋の建て替えが急速にすすみ、農村的な景観は屋敷林などに名残を残す程度になった。

また、大宮台地の末端に位置する集落の周辺の農地も、それまでの陸稲・麦・甘藷を主体とした作付けから、果樹や花卉の栽培へと変化していった。このような背景を有する浅間地区で

は、現在でも旧農家を中心となつて続けてきた行事が継続されているが、その趣旨や内容は往時とは異なっている。

浅間神社の氏子のうち、水田などの農地を持つ家は農家組合を構成し、ヤベツ（家別）と呼ばれる地区内を貫流する水路の管理や稲作作業における共同作業を行つてきた。浅間地区は行政的に捉えれば一二の班によつて構成された集落であるが、農地の有無に注目すると、農家組合に属す家が有する農地で集落のほぼ全域が占められており、日常的な農地の管理は一九戸によつて行われている。また、これらの作業への新住民の参加はないため、浅間地区の景観を左右するのは農家組合に属している人たちの動向によることになる。こうした旧農家と新住民との懇親等の機会として、農家組合が継続してきた春祈禱などの農事暦に即した行事が利用されている。

浅間神社は氏子が一年周期の持ち回りで担当する総代二名によつて管理されている。暮れに前総代との引継ぎを行い、正月飾りの準備を行うことから新総代の仕事となる。一月半ばに氏子各戸の家長が神社に集まり新年会を催す。この機会に、浅間神社に関する行事や地区内の行事に関する懸案事項についての確認が行われる。通常、その一週間後に氏子各戸の主婦たちの新年会が行われる。主婦たちは神社に集まることはせず、その年の幹事に当たった人たちの判断で会食をする店が決められ、そこで主婦たちの新年会が行われる。総代は隣接する二戸が

循環しながら勤めるが、女性の幹事は、地区内を東西に二分してそれぞれから一人ずつの幹事が選出される。この幹事は新年会のためだけの幹事である。現在の浅間神社は、農業後継者である旧農家の男性たちだけが関わる場所になっているのである。

現在のような新年会の形態にいたるまでには二段階の変化があった。まず、神社の境内に社務所をかねた公民館が建てられるまでは、総代の家を宿にして一月と二月とに二回の新年会が開かれていた。二月の新年会は小正月の新年会と考えられていた。それが二五年ほど前に境内に公民館が建てられたことなどが契機となって、新年会は一月の一回だけとなった。それにより総代にあたる家の負担が減少していくことになった。この時代には浅間地区の農家の多くが既に稲作をやめており、文字通り小正月の新年会が消滅していったことになる。

専業農家が二戸となっても続いたのが、神奈川県伊勢原市の大山阿夫利神社と群馬県榛名町の榛名神社への代参である。正月の新年会で籤引きが行われ、各社に代参する三名ずつが決められた。大山は雨乞い、榛名は霜除けの祈願をするための代参だったが、農作業が始まる四月が代参時期とされていたため、後述する春祈祷と合わせると四月の毎週日曜日が組の用務で埋まってしまう、兼業農家の農業後継者にとっては大きな負担となった。そうした事情から、各社への代参の終い籤になったところで、平成一〇年に大山阿夫利神社に、平成一一年に榛名神社に全員で参詣し、講中が宿としてきた両社の御師宅に代参を休む旨を伝えることになった。

代参が行われていた頃は、各社の祈禱札が浅間地区の辻に立てられ、各家にそれぞれの御札が配られたが、代参の休止により辻札を立てる慣行もなくなった。

(二) 問題の所在——二つの春祈禱と地域社会——

浅間地区内の日常生活の安寧は氏神である浅間神社を中心にして外縁から大山阿夫利神社、榛名神社、小室氷川神社、下郷区春祈禱、上尾市平方八枝神社の獅子頭の巡行を行うオシシママによるフセギ（防御）により重層的に防御される構造を有していた。さらに、別所地区の真言宗智山派法光寺による『大般若経』転読により地域内の祓を完結させるというものであった。これらのなかで、大山阿夫利神社、榛名神社、小室氷川神社は地区外のカミの力を受動的に授かることによって地域の安寧を図ろうとしているのに対して、フセギとオシシママと呼ばれた二つの春祈禱は浅間神社に外部のカミの力を能動的に付与して地域内の安寧を図ろうとしているという差異がある。ここでいう地域内の安寧は時代や社会の推移とともに変化しており、その一番の変化はなりわいの変化であり家業の変容ということである。

稲作の準備が本格化する四月には、浅間地区では春祈禱が二回行われてきた。まず四月初旬に、下郷区全域を三匹獅子が巡行する下郷区の春祈禱が行われる。こちらはフセギとも呼ばれる。浅間を含む七地区の各神社や寺社跡地を区の役員全員で巡るもので、本来は見沼代用水か

ら分水した一つの水系（用水）利用する複数の集落間で水系利用を円滑に行うために、関係集落の統合を図るために行われたものと考えられている。現在ではかつて行われていたと考えられる三匹獅子の舞は行われず、用水の確保を前提とした豊作祈願という本来の趣旨は、新たな住民を含めてあまり理解されていない。むしろ、地区間を巡行してくる獅子や役員たちを、地区をあげて歓待するということが主眼となっている。そして三〇分ほどで役員たちが発つと、その場で地区の人たちによる直会が行われ、地区の人たちの懇親の場となるのである。

浅間地区ではこの春祈禱に組長・副組長と一二班の全班長が役員として参列し、地元にもどると接待を担当する。このような新旧住民を交えたやり方が定着するまでは、巡行してくる来客の接待は神社の総代の役割とされており、総代に当たった二組の夫婦と前年度の総代とで対応しなければならなかった。

次いで、四月下旬になると、浅間地区では上尾市平方の八枝神社やえだから獅子頭を納めた神輿を借り受け、氏子宅全戸を巡行した。こちらはオシシサマとよばれる。平方の獅子は疱瘡や厄病よけのご利益があると考えられてきた。本来こうした行事で、多くの来訪客をともなつてオシシサマが多くのお供を連れて各家を訪れることは、その年の豊作を予兆させてくれることで、予祝的な意味合いがあった。現在もこの行事は続けられているが、それまで人力で行っていた巡行を、一九八〇（昭和五五）年にはリヤカーを利用したものに換え、現在では借り受けた神

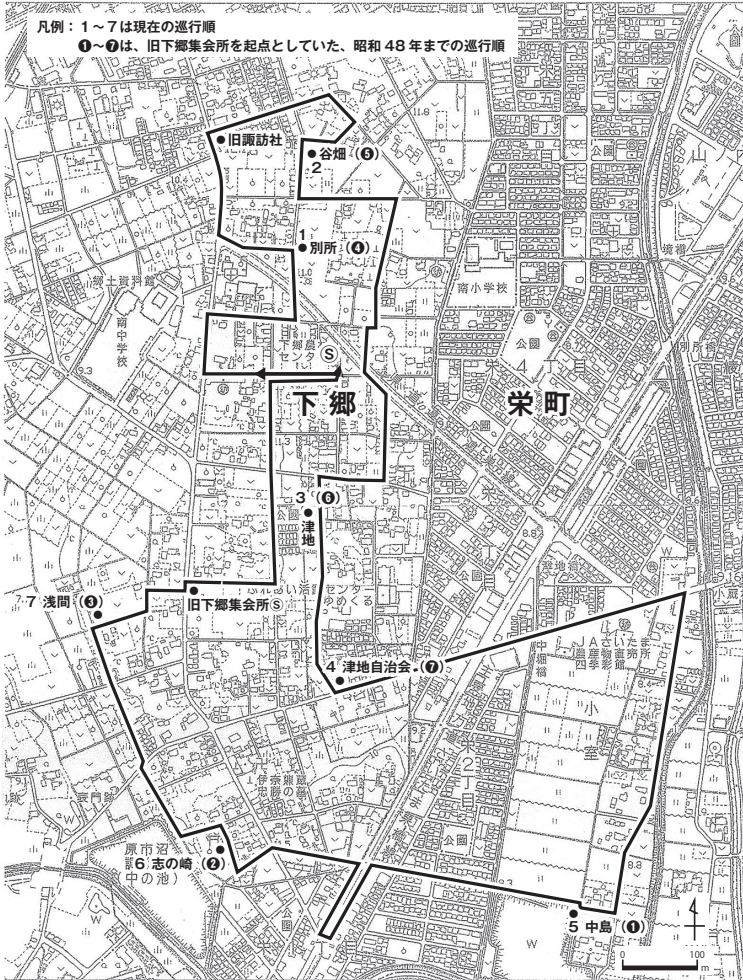


図1 下郷区春祈祷巡行路

輿を浅間神社拜殿に安置し、地区内の巡行は八枝神社から借り受けた幣だけで行うようになった。幣持ちを担当するのが組長、八枝神社のお札配るのが総代の担当ということになり、他の氏は幣が全戸を一巡してくるまでの間、境内の公民館で思い思いの話をしたりカラオケに興じたりして待つことになった。

このように浅間地区のオシシサマは簡略化しながらも現在も続けられているが、このように推移した背景は単に農家が減少したからということだけではない。なりわいの変化と併せて、家庭内の変化にも留意しなければならない。かつては、オシシサマの巡行には多くの子どもたちが加わった。子どもたちの役割は、ハタモチといって獅子頭の巡行に先行して幟を運ぶことであった。獅子頭と一緒に五〇人ほどが一度に訪ねてくるため、子どもが先行してやってくる接待の段取りがよかったのである。各家の家長と子どもたちを接待するためには酒肴や饅頭・煮物など他の家と献立が異なるように工夫をしたり、味付けに工夫をしたりすることに加えて、当日の接待を手際よく行うことは女性たちには大変な負担であった。

ところが、兼業農家が増加していく過程で、農業後継者の配偶者となる人たちの通婚圏が急速に拡大し、それにより各家の意識も多様化していった。農家の事情を承知しないまま嫁いできた人たちにとってはこうした予祝的な行事は過度な労働として捉えられ、また、接待のために職場を休むことなども負担となっていた。兼業農家の農業後継者とその配偶者という世代

が子育てを終えて、各戸の世代交代がすすんだことで、この行事の必然性が家庭内で共有されなくなっていた。そして、交通量が増えた公道での移動を考慮して人力による巡行がリヤカーによるものに変わり、次いで獅子頭の巡行自体を止めることになっていったのである。

これらの二つの春祈祷は、地域全体を共有空間と捉えていた往時の暮らし方の展開として対照的である。下郷区の春祈祷の場合は、本来は広域での水田への利水を円満に行うために始まったものであろう。そして、三匹獅子による雨乞い儀礼的な事由が途絶えていく過程でこうした獅子頭の巡行という形が特化し、地域内での円満な用水確保を図ることが意図されていたのではないかと考える。現在では下郷区内の専業農家も、稲作を行う農家もわずかになった。それでもこの行事が広域地域内での交流や地域内での懇親の機会として評価されているのは、生産活動の場として意識された空間を、新たな住民がこの行事に参画することで、生活空間として共有するという転換ができたからではないだろうか。

浅間組の場合は、かつて農業に従事してきた氏子たちだけの行事にとどまっていたため、共有空間として意識できる農地がなくなり、家屋敷を超えた空間を地域の共有空間として捉えることができないう配偶者が大多数を占めるようになること、その行事を喜ぶ子ども層がいなくなっていく段階で、家族からの評価も失われたということになる。女性たちの新年会が浅間神社とのつながりなしに催されているということも、その証左ということになるのかもしれない。

幣が巡行している間に雑談をしながら待っている男性たちのなかから、この20年ほどの間の変化に対応した逡巡が忘れ去られると、オシシサマの行事自体も途絶えていくことになるのである。

一方で、浅間神社の初山と山閉めは、浅間神社の由来にも関わる行事であるため、世代交代が進んで構成員が変わっても続いていくことが予測される。七月一日の初山は近隣の地区から一年の間に生まれた子どもをともなった参詣者が集まる。この日は、浅間神社が地区の氏神としてだけでなく、近隣の人びとから評価を得る機会であり、そのことは神社を護持している氏子たちがそのことを再確認する機会にもなっている。オシシサマの事例が氏子たちが家族を含む他者からの評価を失っていった事例とすれば、初山は他者から評価を受けている事例ともいえよう。山閉めは九月一日に富士山の山閉めと同日に行われる。全国的に知られた行事との一体感と、台風又来襲を危惧してきた旧農家の二百十日に対する思いとが重なり、平日であってもほとんどの氏子が参集することになる。浅間神社の主要な年中行事はこの日を最後にして終ることになるが、農というなりわいが主要なものでなくなった現在、限られた氏子によって護持されてきた浅間神社と地域社会との関係がどのように推移していくのかを示唆しているように思う。

浅間地区の生活の変化を概観してきたが、ここで述べた変化は高度経済成長期を経験した日

本人にとって多少の差異はあるとしても、ほとんど相似形のようなものであろう。だからといって私たちが経験している日常生活を「日本人一般」というように包括して普遍性や原理にばかり気をとられてしまうと、一人ひとりの生き方や心意というものが省みられなくなってしまう。人間の生活は多様で、それらの背景もまた複雑である。卑近な事例を題材にして日常生活のなりたちと移り変わりを検証していくことにしたい。

二. 地域社会の変容

前述のような重層的な春祈祷が行われてきた当該地域にはどのような社会的背景が存在したのであろうか。

(一) 生業の推移

町域の地形は台地と低地から成っており、その比高は小さい。綾瀬川と原市沼川が町域の東西を囲んでおり、台地は大宮台地から半島状に突き出している。台地の最高点は町域北西端の小針新宿上宿地区の標高二〇メートルで、これより南東方向に向かって栄町の八・四メートルまで漸次緩く傾斜している。町域の台地の周縁はほぼ標高一〇メートルである。綾瀬川・原市沼川流域の低地は小室の大山付近南部が一四メートル、両河川が合流する町域最南端が八メー

トルで低地部にも緩い傾斜が見られるが、見沼田んぼに連なる綾瀬川流域の傾斜の方がより緩い。綾瀬川流域は第四紀新層の沖積層で腐植土を含む粘土層が一〇〜一五メートルの厚さで広がっているのに対して、台地部は第四紀古層の洪積層で地表三〇センチ程の深さから関東ローム層が広がっている。台地の周縁の谷津のような地形では大地側から浸透水がしみだして湿地状になる場所あった。⁽³⁾

町域の耕地面積の推移を概観すると、昭和四年の耕地面積は一〇四九・二五町であったのが、平成八年には三七四ヘクタールにまで減少している。また、昭和三五〜五五年まで二〇年間の耕地率をみると、昭和三五年が六二年が五四・一、五五年が四一・二%と、急速に耕地面積が減少していった。

町域の水田は明治末期から昭和初期にかけて施行された耕地整理により、町域の水田面積の約七五%が一〇アール区画に整備された。水田の土質は綾瀬川沿いの水田以外は大部分が天水を利用する半湿田で、昭和四〇年代後半まで直播による稲作も行われた。また、昭和三〇年代までは水田の裏作として、麦類や菜種などが盛んに栽培されたが、昭和五〇年代には水稻の一毛作になった。このころから水田利用再編対策による転作事業がすすめられるようになったが、当時は水田耕作に依存する比重が高く、水田における管理転作は容易には進展しなかった。米の収穫高が一五〇〇トンを超えていたのは昭和四五年までで、五四年には一〇〇〇トンを下ま

わるようになり、平成一〇年には七三三トンにまで減少している。

町域の畑地帯は関東ローム層上に広がっており、昭和四〇年代ころから従来の麦類とサツマイモを中心とした年周期栽培から、梨・ブドウ・桃などの果樹栽培や植木・苗木栽培が地域ごとに展開していった。とくに果樹の場合は主産地が形成されていった。植木や苗木は全国的な植木の生産地である川口市安行の植木業者との関係が密であった。麦類の収穫高が一五〇〇トンを超えていたのは昭和三二年までで、四五年には一〇〇〇トンを下まわるようになり、平成一〇年には一六トンまで減少している。ビール麦は昭和四四年、六条大麦は平成六年を最後に作付けが行われなくなった。

町域の農業は、戦後の農地解放を契機として、昭和二七年施行の「農地法」、昭和三六年の「農業基本法」により自作農体制を展開してきたが、昭和四三年施行の「都市計画法」による市街化区域の設定により農地の売却がおこなわれるようになり、農家の兼業化が促進されることになった。都市計画法に基づく都市計画（市街化区域、市街化調整区域）の設定のほかに農地の地域指定にかかわるものには、昭和四四年の果樹広域濃密生産団地指定（日本梨）、農業振興地域整備法に基づく農業振興地域の指定、昭和四八年の農業振興地域整備計画による農用地区域指定などにより、農用地の拡張や改廃が進められることになった。改廃については、都市計画法に基づく市街化区域の決定が行われる前年の昭和四四年には町域内で一挙に三五ヘク

タールが改廃され、その後も住宅用地用として毎年約八ヘクタールずつ改廃されていく状態が続いた。⁽⁵⁾ こうした農地の改廃は市街化調整区域内でも農家の分家の住宅建築などが行われ、今日にいたる混住化が進展することになったことは前述のとおりである。町域における都市化のひとつが農家の兼業化であるとする、もうひとつはこの混住化ということになり、地域社会の人びとは新旧住民の融和に腐心することになった。農地の周縁に住まいを持つことになった新たな住民たちのなかには、兼業農家に転ずることによって耕作を休止している農家から農地を借り受け、家庭菜園を行う人たちもあり、町域の農地の新たな利用形態となった。

昭和三〇年代からの日本の高度経済成長にともない、当時農業を中心としていた町域の人びとの暮らしも大きく変わっていくことになった。町内の農家数は昭和二五年・八八〇戸、三五年・八八二戸であったのが、四五年には八一二戸、五五年は七〇一戸と減少していった。事業別農家数の推移をみると、専業農家と兼業農家との比率は昭和二五年が専業五一五戸・兼業三六五戸、三五年は専業二五五戸・兼業六二七戸、四五年は専業一〇〇戸・兼業七一二戸、五五年は専業七六戸・兼業六二五戸と推移し、五五年の段階で兼業農家の割合八九・二%を占めるまでになった。さらに、兼業農家の内訳は昭和四〇年を境に第一種兼業農家数よりも第二種兼業農家数の占める割合が高くなり、町域の農業の様相が大きく変化していったことがわかる。

この間の農家人口は、昭和二五年は六〇九九人、三五年は五七〇九人で総人口に占める割合

は八四・五％であつたが、五五年には三五三四人となり総人口に占める割合は一六・七％まで急減した。さらに、第二種兼業農家の増加につれて農業の担い手の高齢化がすすみ、併せて日常的な農作業は女性を中心としたものになっていった。また、農家の一戸あたりの経営面積をみると、昭和四五年が一・〇ヘクタールであつたものが五五年には〇・八七に減少した⁽⁶⁾。都市計画法の施行にともなう市街化区域の設定により、農家が農地を手放しはじめたことを示している。下郷区や浅間地区も同様の流れを経験していったことになる。

(二) 農村生活の変化

このように、町域の農業は昭和三五年から五五年頃にかけて、量的にも質的にも急速に縮小していった。この過程で、農家の経営形態は自立経営農家と兼業依存農家とに明確に分化していった。前者は稲を基幹作物としながら野菜や果樹の栽培を組み合わせることで年周期農耕を行い、後者は農地管理を念頭に置いた経営を意図して、稲作から植木や苗木の生産などに転換しながら、自給用の野菜を生産するという傾向が顕著になっていった。

こうした流れのなかで、作物ごとに形成されていた出荷組合は解散したり自然消滅することになり、市場への共同出荷を前提とした農作物の栽培は減少していくことになった。そのことが契機となり、各農家は個別に販路をもとめることになり、栽培する作物にも変化が見られる

ようになった。こうした町域の農家の要望を叶えるかたちで、平成八年にサトノタンポを埋め立てて分譲した菜区に伊奈町農業協同組合が「四季彩館」という農産物の直売所を開設した。個別に販路を求めていた農家にとって、この施設の開設は新たな販路となっただけではなく、農家の主婦層を中心としたサークルづくりの場にもなった。

現在、農作業を行っている家は家族がこぞって農業に従事しているわけではない。年周期で断続的に行われる農作業は老夫婦に委ねられており、集中的に労働力を投下しなければならぬ田植えや稲刈りのような作業に際しては、農業後継者世代が休日などを利用して大型農業機械を駆使して主要な作業を短時間で終えてしまうのである。自然環境に対峙する労働と質が異なり、日々の労働がどれほどの対価を生み出しているのかということに対する実感が伴わないものになっている。ユイのような互助慣行はすでになく、田に引く水もそれぞれの田に敷設されたポンプにより汲み上げており水系利用に関する慣行も途絶えている。このような農家経営を可能にしてきたのが第二次世界大戦後、全国で行われた圃場整備事業であり農業機械の存在である。そして、事業の実施や機械の購入を可能にしたのはサラリーマンとしての農業後継者の存在なのである。現在の農村的景観は、このようにして維持されてきた。

また、農地開発によって耕作地の周縁に新たな住民が混在していく流れは、町域の大半が市街化区域となり、さらに農地法が柔軟に運用されていくことが加わることで、総人口に占める

移入者の割合が増大することになった。農村的な空間が多く残るのは町域の南部にあたる下郷地区であるが、そこでの農をめぐる生活はどのように推移してきたのだろうか。二つの春祈禱を事例からみていくことにしよう。

三. 二つの春祈禱の展開

(一) 下郷春祈禱の展開

下郷区の春祈禱の始原は、明治四一年一月一三日に小室氷川神社に合祀された谷畑地区の諏訪社にある。現在の春祈禱は、合祀まで諏訪社で管理されていた一人立ちの三体の獅子頭が、合祀にともなう諏訪社拜殿の下郷集会所転用によって、下郷区によって管理されることになったことが結節点となったことが考えられる。現在にいたるまでの推移をみていくことにする。

下郷区の春祈禱の歴史的展開は、明治三七年の勅令二二〇号などによりすすめられた地方改良運動の一環として実施された神社整理の実態から検証していかねばならない。明治二二年に試行された町村制により、従前の藩制村を統合して行政村への再編が行われた。この行政村を単位にして行われたのが一村一社を前提とした神社合祀である。このことより、町域では旧小針村域の神社は小針神社に、旧小室村域の神社は小室氷川神社に合祀された。

旧小室村域で、明治四三年四月一五日までに小室氷川神社に合祀された下郷地区内の神社や

小祠は次のとおりである。明治四〇年一月一三日に合祀されたのが、天神社（津地）、稻荷社（津地）、稻荷社（志の崎）、明治四一年一月一三日に合祀されたのが、諏訪社（谷畑）、浅間社（浅間）、明治四三年四月二九日に合祀されたのが、八幡社（志の崎）である。中島組（稻荷社）、津地組（諏訪社）については詳細が不明である。別所組については、天神社が存在していたことが天神という地名から明らかであるが、当時は個人の管理下にあったようで、合祀の対象にはならなかったようである。なお、現在の天神社の位置は別所地区の耕地整理時に三角地が残ることになり、そこに移転されたという。

合祀された地区神社の中で谷畑組の諏訪社では三匹獅子による鞆鼓舞が行われていたことが、『小室村誌』に次のように記されている。

祭典は、七月二六日宮薙と称し、毎戸総出して境内を掃除し、祭典の準備をなし、二七日燈籠を立て、境内にて獅子舞（ササラ）をなし、大いに賑ふ。

大獅子、中獅子、雌獅子の天狗様あり。今は下郷集会所に安置す。⁽⁸⁾

この記述は次のようなことを示している。『小室村誌』は昭和二年に小室村教育会によって編纂されたものである。その凡例によれば、「明治四四年より起稿し、本村内緒材料を蒐集整

理し、大正一三年八月村誌編纂委員会を設け、諸般の古記録材料を集め、これを彙類整理す」とあり、さらに「村状勢の統計は、大正一五年度に依り、其の以前の統計を参考として計上す^⑨」としている。これらのことから、この記述は神社合祀前の祭典の様子と、合祀後に拝殿は下郷区の集会所用の家屋として浅間地区に移築され、社殿は津地区の田中家に払い下げられた経緯とを裏付けるものである。最も注目すべき点は、三体の獅子頭が「下郷集会所に安置」されていると記述されていることである。この記述により、現在の下郷区の春祈祷が神社合祀により廃絶した谷畑の諏訪社の三匹獅子を継承したものであることがこの記述により確認できるのである。この拝殿の移築にともない、諏訪社で管理されてきた三匹獅子の獅子頭や鞆鼓舞用の太鼓（鞆鼓）も下郷集会所内で保管されることになったようである。この過程で、谷畑における三匹獅子による鞆鼓舞は休止することになったと考えられる。谷畑地区ではかつて鞆鼓舞を舞うことができた人物（明治二七年生まれ、昭和四九年没）が存在していた。明治二七年生まれであれば神社合祀は一四歳の頃であり、旧諏訪社での鞆鼓舞を見たり舞ったりして経験を有していたと考えられるが、それが谷畑地区内で継承された様子はなく、諏訪社で行われていた鞆鼓舞そのものの継承は途絶えてしまったようである。

なお、『小室村誌』の志久地区天王社の項目には、「又毎年四月一五日・七月一五日獅子及び天狗面を被り、志久全部各戸を廻り悪疫を払ふ^⑩」という記述がある。現在、下郷区で実施され

ている巡行と同様の儀礼が当時行われていたことになるが、同時期に執筆された諏訪社の記述に巡行に関する記述がないことから、合祀以前の諏訪社での鞆鼓舞は、境内において奉納される形態のものであったことが考えられる。

浅間地区に下郷集会所として移築された拝殿に納められていた獅子頭は、その後、下郷地区を巡行する形に変わって再興されていくことになったようであるが、獅子頭を納めていた箱に納められていた区有文書類が太鼓や衣装とともに老朽化した箱本体の焼却にともない平成一六年度に破棄されてしまったため、現在のようにならぬに巡行する形に変わって再興されていくことになった経緯を検証することはできない。伝承により昭和一二年には下郷集会所を基点とした獅子の巡行が行われていたことまでは確認することができたが、それ以前にまでは遡及することが現段階ではできていない。小室氷川神社に合祀された神社や小祠のなかには、その後の地区内の流行り病や連続した火事の発生などを理由に復祀する事例が見られ、昭和七年には浅間組の浅間神社、昭和一七年には志の崎組の稲荷社、八幡社が復祀していることから、これらも再興の過程に影響を与えていることが考えられる。

下郷農村センターが落成したのが昭和四九年四月七日で、この施設の建設にあたっては、県費の「近代農村建設特別事業」費から五百万円、町の一般財源から二七〇万円が支出されているが、下郷区民からの三五八万七千円の寄付金も含まれている。当時の新旧住民からの寄付な

どにより、この施設が完成したことになり、これを契機に新旧住民の地域自治に関する意識に大きな変化が現れたであろうことは想像に難くない。同センターの開設と同時に下郷集会所は廃止となり、自警消防団第二分団消防小屋という位置づけに特化されていくことになった。下郷集会所に保管されていた獅子頭も下郷農村センターに移され、この年から下郷農村センターを基点とした現在の春祈禱の巡行路は再編されたようである。区有文書での確認ができないため、傍証的に区長選出の順番と照合してみたところ、第二次世界大戦後の下郷区の区長選出方法は各組から順番に区長を選出するという方法ではなく、下郷全区域から適任の人を選ぶ方法がとられていたのが、この年から獅子の巡行順と区長の選出地域の順が合致していることが確認できた。また、四月一六日に固定していた春祈禱の日程を第二日曜日に変更したのもこの年で、農村センターの開所の時期は下郷区をとりまく状況や生業構造が大きく変化した時期と重なり、従前の農家を中心とした自治活動を大きく転換させたことが確認できる。

その一方で、現在の春祈禱における玉串奉奠の順序は、①中島自治会、②志の崎、③浅間、④別所、⑤谷畑、⑥津地、⑦津地自治会の順に行われている(図一参照)。祭典の手順は古い手順がそのまま引き継がれる場合があるが、この場合もかつて浅間にあった下郷集会所を基点とした地区内の巡行順として捉えた場合、最も合理的な巡行順となっている。下郷農村センターを起点とする巡行順に変更後も、祭典の次第は浅間にあった下郷集会所時代の巡行順が引き継

がれているものと考えられる。下郷集会所を起点とした巡行が比較的長い期間にわたり行われてきたことが、現在行われている春祈祷の祭典の次第からうかがえる。なお、下郷集会所として利用されてきた旧諏訪社拝殿は自警消防団の解散にともない解体されたが、家屋の鬼瓦は下郷農村センターに保管されている。

このように、谷畑にあった諏訪社で行われていた鞆鼓舞が明治末期の神社合祀により休止し、その後に、下郷地区内を巡行する行事に変容していったことがうかがえる。鞆鼓舞が行われるのは水田耕作に天水が必要とする初夏である。諏訪社での鞆鼓舞が行われていた時代には、七月二六日に行われていたという『小室村誌』の記述がそのことを物語っている。

それが現在のような春祈祷として行われるようになったのは、水田耕作開始前のフセギ行事として地区内の悪疫退散を、地区住民総意の願意として共同祈願しようと考えたためであろう。下郷区内では毎年田植之前にはフセギの行事が重層的に行われており、神奈川県伊勢原市大山神社や群馬県榛名町榛名神社への代参が行われており、五月三日に別所にある法光寺で行われる大般若経の転読により、フセギ行事が完結することになっていた。浅間地区では、この間に上尾市平方の八枝神社から獅子の神輿を借りて地区内を巡行することも行われており、稲作を中心とした農業が営まれていた時代においては、フセギは重要な行事であった。加えて、利根川から取水している見沼代用水からの分水を共同利用して水田耕作を行う下郷地区内の融和

を図ることは、水系利用における衝突を緩和する意味でも重要な意味をもっていたことが考えられる。周囲の地域から、「小室千石、原市五百」とか「嫁に行くなら小室へ」と言われたほど、サトノタンボと呼ばれた肥沃な水田を有していた下郷区にとって、田植え前の水路への通水に際して地区内を獅子が巡行することは当時の人びとにとつては必要なことであつたことが理解できる。この間の過程を実証的に検証することは現時点ではできなかったが、大方の理解が得られる展開ではないかと考える。

町域においても稲作を主体とした農業が基幹産業ではなくなりつつあつた昭和四五年頃に、農業従事者が存在しない津地自治会が津地組から分離して下郷区に加入したことに象徴されるように、従前からの農耕儀礼的行事は下郷区内住民の融和の手段として変容を遂げながら継承されている。下郷区を構成する七つの組および自治会が共通に直面している課題は、組長・自治会長の選出を順当に行うことができなくなっていることである。その背景には組や自治会の活動を支える班長の選出が困難になっているという現状がある。旧農家を中心となつて構成されている各組においても新興の自治会においても、世代交代に対応した家単位の継承が滞っており、高齢者世代が地域活動の主たる担い手になっているという状況が続いている。現在の生産年齢世代は、現行民法下で、家業の継承を前提としない自由な個人としての生き方を前提として成長した世代であるため、義務教育期間中までに同世代間で共通した地域像というもの

が共有される機会がなければ、地域への帰属意識というものを持つことができないような地域内の現状なのである。

こうした状況下において行われている下郷区の春祈祷は、階層的に存在している各組や自治体の課題を包含する形で継続されている。換言すれば、下郷区を総体的に統合する役割を果たしているのである。現在のこうした状況が形成された事由の一つとして、昭和四九年を境に春祈祷の主目的を下郷区内の融和を主目的に転換させてきたことがあげられる。その間四三年間にわたって継続されてきた獅子の巡行にともなうお出迎えと接待、獅子が移動した後の各組・自治会単位の直会や共食という一連の流れは、その間に急速に展開した農業離れと家業の非継承という各家の状況変化を加味させることで、従前の水稻栽培の安定のためのフセギという主たる願意を、地域内安全と融和の共同祈願へと転換させていくことになった。このことが伏線となつて、昭和六二年度には下郷地区対抗の運動会が開催されていくことにもなり、現在も続けられている。現在では、獅子の巡行という儀礼を介して、各組・自治会内外の複数世代を対象にした親睦や融和を図る機会として機能しているのである。

埼玉県では、一般的には神楽は春祭りに行われ、獅子舞は秋祭りに行われると捉えられているが、稲作が主たる生業となる地域ではむしろ夏季に獅子舞が行われる場合が多い。夏季は比較的農作業が暇になる時期であると同時に、多雨期に発生しやすい稲作の病害虫の駆除や、田

植えから続いた集約的な農作業後の悪疫防除を行う時期にもあたる。夏季に行われた獅子舞には悪魔祓いや疫病退散という夏祭り全般に通底する祓の願意が籠められていたと考えられる。また、稲穂が実るための安定した降雨が期待できるように、雨乞いの願意が籠められていたこととは言うまでもない。小室氷川神社への合祀前の諏訪社での獅子舞はこのような背景のもとに行われていたと考えられる。

合祀後に諏訪社拝殿が下郷集会所に転用されたことにより、拝殿に納められていた獅子頭が下郷地区の管理となったことで、諏訪社の獅子舞は、地区内を獅子が行列をともなって巡行する村回りの儀礼に転換していったと考えられる。獅子舞は神楽殿で行う神楽などとは異なる庭の芸能であり、威力を有する獅子が地区内を巡行することで、地区内の祓を行い、地区内の人びとの幸福と繁栄を祝福するというのが獅子舞に関する儀礼の本来の姿であり、獅子の村回りは獅子舞の本義を示すものである。前述した志久の天王社で行われていた獅子の巡行も同様の儀礼であり、近隣の事例では桶川市小針領家の獅子舞が北足立郡部の村回りの獅子舞の典型例を示すものとして知られている。

前述した歴史的背景との関連で一つ付記しておきたい。下郷地区内を獅子が巡行する際に、各組や自治会では獅子のお旅所となるヤドを準備することになるが、各組のヤドとして想定されているのは小室氷川神社に合祀される前に各組が祀っていた神社の跡地であり、小室氷川神

社から復祀した神社である。中島自治会では稲荷社跡地から何軒かにヤドを提供してもらう時期を経て、現在では、遊水地脇をヤドにしている。志の崎組では各家が順番にヤドを担当していたが、昭和一七年に八幡社が復祀されたことを機に、八幡社が常設のヤドとなった。浅間組は昭和七年に浅間神社が復祀され、現在までヤドとなっている。別所組は現在、耕地整理後に地区内から移転した天神社がヤドとなっているが、移転前も天神社がヤドになっていたようである。旧諏訪社が祀られていた谷畑組では二軒一組でヤドを担当することが近年まで行われていたが、地域内で場所を提供してくれる事業所などがあり、現在は旧諏訪社の近くにある自動車修理工場の一角をヤドに利用している。津地組では、昭和三五年に屋敷地の開発を行うまで、旧諏訪社の社殿を屋敷神として引き取った田中家がヤドとなっていたが、昭和六〇年からは下郷公園がヤドとなっている。津地自治会は津地組から独立してヤドを準備することになったが、田中家の母屋跡地を分譲した土地に立地する自治会であるため、田中家の旧屋敷神跡地が意識されており、現在は当日だけ興国ゴム技術研究所敷地内を借りてヤドとしている。このように、下郷の春祈禱の巡行対象は、小室氷川神社に合祀されたままになった谷畑と合祀の対象にならなかった別所以外の組や自治会では、すべて社の跡地か復祀した社がヤドになっている。このことは、施策による神社合祀に対する地域住民側の永年にわたる地域内安寧を願う願意から発した対応や対抗と捉えることもできるのである。

(二) 浅間オシシサマの展開

下郷区浅間に鎮座する浅間神社の詳しい来歴は不明である。伝承では伊奈氏屋敷内に祀られていたものが浅間地区に移ったとも言われている。また、現在の浅間神社は昭和七年に小室氷川神社から復祀されたもので、明治四一年一月一三日に合祀されるまでは、現在の位置とは異なる場所にあったことが当時の様子を描いた絵馬の様子からうかがい知ることができる。合祀後の社殿は復祀されるまで個人宅の屋敷神として祀られていたようである。現在も残る合祀前の社の装飾物をみると、現状よりも大きな社であったことが考えられる。

浅間神社の氏子は浅間講を形成している。総代二人が一年交代で浅間神社の管理や行事の運営を担当している。年間の主要な行事は、新年会と七月一日の初山と九月一日の山閉めである。この二日間は浅間神社としての行事であるとともに、氏子の多くが水稻栽培をしていた時代には、初山は田植え終了時の息抜きの機会であったし、山閉めは二百十日にもあたることから稲の収穫前の台風除けの祈願の機会にもなってきた。また、この時が浅間神社の氏子が神社に集まる当該年最後の機会となるため、お神酒上げとも呼ばれてきた。この行事に加えられたのが上尾市平方に鎮座する八枝神社の獅子頭の巡行である。八枝神社の狛狗大神・オシシサマの信仰は、明治二〇年以降、教派神道の大成教の平心講社¹⁾による布教活動のとして行われるように

なつたとされるが、八枝神社文書（以下、同）明治二四年「太々講世話人帳」に小室村字中荻、同村別所組、同村字浅間組の名がみえる。ただ、この時期に獅子頭の巡行が行われていたかどうかは定かではない。明治二三年の「太々講連名簿」によれば、小室村中荻組が「年々代参」している記述がみられる。一方、明治一七年「八枝神社狛狗大神御出行収納控」の日程表をみていくと、「五月三・四日にお帰り、五日に水子村（以下筆者加筆・富士見市）、針ヶ谷村（さいたま市）、七日中荻村、八日古谷上村（川越市）、八ッ嶋村（川越市）、高嶋村（川越市）一日御帰り」の記載があり、代参とともに中荻村で獅子頭の巡行が行われていたことが確認できる。この行程による中荻の位置付けは、針ヶ谷村から中荻まで約一七キロメートル、中荻から古谷上村まで約一七キロメートルもあり、地域間で連続して受け渡す行程からは大きく外れたものとなっている。その行程に変化が起きたことが、「狛狗大神巡廻日誌」からわかる。大正一五年四月二二日の日付で、小室村大字中荻・浅間原の狛狗大神で出迎、帰社となっており、この段階で、中荻組は、浅間組に獅子頭を引き渡す方法で一日で両地域を巡行する方式に変えたことがわかる。両地域間は約四キロメートル離れているが、中荻の巡行を午前中に行い、午後に獅子頭を浅間組に引き渡すということが行われるようになった。浅間組はそれ以前から代参を行っていたようであるが、この年から獅子頭の巡行を開始したようである。この時期は、浅間組には獅子頭をお祀りする神社がなかったことになるため、神社合祀による神の不在を八

枝神社の獅子頭により補填しようとしていたことも考えられる。昭和七年には浅間神社が復祀され現在の位置に社殿が設けられたため、それ以降は獅子頭は浅間神社総代を講元として浅間組の各家を巡行することになった。それ以前はヤドとなる家を定めて巡行を行っていたものと考えられる。

その後、両地域は四月二二日を祭日と定め、両地域内の巡行を続けてきたが、昭和六二年から両地域は異なる日に獅子頭を八枝神社に迎えに行くことになった。前年度に、この年から祭日を日曜日に変更しようということが相談されており、四月一九日（日）に獅子頭を借りることになっていた。ところが、当日、中荻組で不幸があり、当日は浅間組しか獅子頭の巡行ができなくなってしまう、中荻組はこの年は四月二九日に実施することになった。このことが契機となり、中荻組では四月二九日に固定されるようになり、浅間組は四月二二日に近い日曜日に実施するようになった。

浅間地区のオシシサマの巡行儀礼がこのように推移していった背景は、単に農家が減少したからということだけではない。水田を失うという生業の変化と併せて、農業を家業としてきた各戸の家庭内の変化が大きかったのである。浅間地区では世代交代がすすむ過程で兼業農家が増加し、農業後継者の通婚圏が急速に拡大した。それにより各家の意識も多様化していった。現在の水稻栽培は年二回の集約的な労働により収穫が可能になる農法であり、家族内での分業

や複数世代間の協業といったものを必要としない。昭和四〇年代以降に機械化による水稻栽培の大きな転換と水稻栽培の放棄とを相次いで経験していくことになった浅間地区では、それ以降に農業後継者に嫁いできた配偶者たちは農業生産を前提とした生計維持活動をほとんど経験することがなかったのである。年周期の農作業によって生計維持活動を行ってきた農家の事情を承知しないまま嫁いできた人たちにとっては、獅子頭の巡行による予祝的な行事は過度な労働としてのみ捉えられることになり、また、接待のために職場を休むようなことが求められると、一層、負担となっていくた。兼業農家の農業後継者とその配偶者という世代にとっては、水稻耕作という機会が消滅すると、この行事の必然性が家庭内や世代間で共有されなくなっていくたのである。このように、中萩と浅間とは、ともに農業地帯であったが耕作地としての条件が異なり主体となる作付けが異なることで、各家族の農耕儀礼に対する必然性が変化していくことになったのである。

両地域が分離した時期は、農業に従事してきた両地域の農業との関わり方が大きく変わっていく時期とも重なっていた。台地上の集落である中萩では水田耕作が行われておらず、ブドウやナシなどの果樹栽培を中心とした農業を展開していた。この時期は観光農業が注目されていた時期で、中萩の農家はその後も農業を継続していくことになった。一方、水田を主体とした農業が展開していた浅間では、地区内の水田が埋め立てられ分譲された時期を経験しており、

農業従事者が減少していく時期であった。この両地域の農業との関わり方の変化が、獅子頭の地域内の巡行の意義を大きく変えていくことになったのである。

四、春祈禱の行方

これまで筆者の居住地である下郷区の春祈禱と下郷区浅間地区の春祈禱の成り立ちと移りかわりについて述べてきた。

下郷区の春祈禱は、諏訪社の雨乞い儀礼が神社合祀により休止した後、拝殿が移築され下郷集会所となったことが契機となり、下郷区全体の安寧を図るための獅子の巡行儀礼へと転換されていった。そして、高度経済成長期を経験する過程で、区内の農家の農業離れが進行し、サトノタンポを縦貫する県道が敷設されたことが契機となり、圃場の耕地整理と分譲が行われ、水稻栽培を主体としていた農家の兼業化や家業転換もすすんでいくことになった。その間に区内の混住化もすすみ、農家の年周期活動を前提として行われていた地区内の行事運営にも変化が求められることになった。新旧住民の総意により昭和四九年に下郷農村センターが建設されるにあたり、区長を各地区から順番に選出することと、区長の選出順に春祈禱の巡行順を変更することなどが区内で調整されていったようである。

こうした区内の調整は、巡行に際しての組内での対応を見直すことにもつながり、各組内で

は新旧住民の懇親の機会とすることへの志向が強くなってきた。春祈禱の位置付けも、雨乞いや農耕儀礼としての位置付けは皆無となり、春の訪れとともに地域内の安寧や子ども健康や安全をかなえてくれる存在としての役割を担うことになっていった。

さらに、このような地域内の安寧を祈願する行事としての展開は、農村から住宅地へと変容を物語る文化財としての評価を得ることもなり、平成二九年八月二三日に「下郷の春祈頭」として伊奈町無形民俗文化財の指定を受けることになった。下郷区の春祈禱の展開は、地域社会の変容に應じる形で、その意義や役割を転換させることで現在まで継承されてきており、旧諏訪社で行われていた鞆鼓舞の姿からは全く異なる存在として、多くの区民に受け入れられている。

一方、浅間組の春祈禱の現状は、この行事をどのように継承していくかということに腐心しながら続けられている。参画者を増やしていくことで現在のような状況を実現させた下郷区の展開とは全く異なっている。

現在、浅間神社の氏子となっている構成員は恒常的には一〇余名で、筆者が最も下の世代である。この一〇余名により、浅間神社の維持と八枝神社の獅子頭巡行による春祈禱が行われている。浅間地区の旧農家はサトノタンボでの水稻栽培を中心とした農業経営を行ってきた。サトノタンボという地区内の共通した生産基盤を消失していくことにもない、各家単位での生

業選択を行うことになっていった。家屋の周囲に農地は所有しているが、農業生産を行っている家は一軒のみとなり、農地を維持する農業後継者が居住する空間になっていたのである。そのため、農耕儀礼に関する継承も家単位では希薄化しており、共同で行うことのみが農業後継者によって維持されている。

先述したヤベツもその一つである。本来であれば水田に通水する四月から七月まで毎月行わなければならなかった用水浚いの作業であるが、サトノタンボが住宅地化したため、従前の水路は通水される期間を除くと、排水路となっている。浅間組の農家組合の人びとは、一〇年ほど前まで、当該期間に月に一度のヤベツを続けてきたが、流域での水稻栽培が休止した現在では、毎年四月の一回だけ、一年間に集積したゴミなどを清掃する作業を行っている。この作業は実働一時間弱で終わる内容であるが、集まった人たちは作業に取り掛かる前も作業終了後も思い思いの雑談に耽り、誰かが解散の挨拶をするまで、用水路脇での雑談が続くのが常である。この状態と浅間神社での獅子頭の巡行とに共通しているのは、大変だけれども自分たちではやめたくない、やれるだけやろうという意識である。一〇余名の当該集団に属す人たちは、獅子頭の巡行にしても、ヤベツについても、ともに時間や空間が共有されており、そこでのできごとを懐かしむことが恒常構成員が集うことにより可能になっているのである。さらに、恒常構成員となっている農業後継者たちには、共有する空間の中でそれぞれの父母たちや先人た

ちが費やした労苦への思いが通底しているのである。こうした思いがそれぞれの気持ちの中に存在していることが理解できる関係であることを互いに了解できるように、その思いを断ち切ることができないのである。獅子頭の巡行を幣だけの巡行にしてもやめない理由も、ヤベツを一回だけにしても決してやめない理由も、こうした過去につながる思いが共有されているからなのである。

しかし、こうした過去につながる共通した思いというのは、社会の急速な変化のなかでは、世代を超えて継承されないという脆弱性を有していることも現実である。浅間組のなかで継承されているこれらの事柄は、幼少期から時間と空間とを共有してきた世代間において継承されているもので、昭和三〇生まれの筆者より下の世代とは、ほとんどつながっていくことはないのである。筆者より下の世代は、小学校の通学班での経験などは共有されていても、共通する家業が存在したことによる共通した経験というものが共有されることが無くなっていく世代であり、その子ども世代はさらに共有できる過去とのつながりが希薄なものになっていくのである。浅間組のような恒常的な集団内では、共通した生産基盤がなくなつたことで各家での生業戦略が図られ、各家を統合していた意識の核となるものを希薄化させてきた。浅間組の春祈禱の行方は、浅間という地域で培われた過去への共通した思いを共有している人たちの判断に委ねられるのであろう。

おわりに

調査者である自分自身にも「あたりまえ」と考えている基準があることを示唆していただいたのは、松崎憲三先生からであった。筆者が成城大学着任直後に、松崎先生から「日記を書きなさい」というお話をいただいたことがあった。その際には、その意味を十分に理解できなかったが、意識して二〇余年にわたって日常生活を記録してみると、自分自身の日常生活の推移のなかに微細な変化があること、そして、過去からつながるこうした微細な変化が、日常生活における「あたりまえ」という意識を形成していることを自覚していくことになった。

現在も、さまざまな調査を各地で続けているが、筆者自身が自覚できるようになった日常生活のなりたちや移りかわりに関する意識を、話者の方がたが経験してきた事象のなかからも見出し、それらを比較検討し共有していくことが、話者の方がたとほぼ同時代を生きることになった筆者自身の調査方法になってきている。松崎憲三先生の学恩に深く感謝申しあげる。

註

(1) 伊奈町大字小室字浅間二七五〇番地付近にあった浄土宗の寺院で、大正一二年に岐阜県海津郡海西村(現、海津市)へ移転した。

(2) 多くの家がアブラヤ、コナヤ、トウフヤ、ヤネヤ、シンザカヤ、タナンチなどの諸職に関する屋号

を有する。

- (3) 伊奈町教育委員会編『伊奈町史 民俗編』伊奈町、二〇〇四年、六頁。
- (4) 前掲(3)、一八四頁。
- (5) 前掲(3)、一八五頁。
- (6) 前掲(3)、一八一―一八二頁。
- (7) この時期には、日露大戦後の国力増進策の一環として全国的な国民統合が試みられたが、地域社会においては、由緒不明な神社を整理し一村一社への合祀を行うことで、国家統制の強化が図られた。
- (8) 伊奈町史編集室編『小室村誌』(伊奈町史資料調査報告書第五集) 伊奈町 一九八八年、三五頁。
- (9) 前掲(8)、五頁。
- (10) 前掲(8)、三六頁。
- (11) 埼玉県上尾市平方に鎮座する八枝神社には祭神の御眷属としてオシシサマと呼ばれてきた「狛狗大神」という獅子頭があり、このオシシサマを地区のお迎えして地区内の悪疫退散の祭礼を行うことが、埼玉県から東京都にかけての約一七〇の地区で行われていた。これらの講中により平心講社が組織されてきた。現在でも約三〇地区で、この祭礼が行われている。
- (12) 八枝神社文書に関する資料は、伊奈町教委委員会生涯教育からご教示をいただいた。

参考文献

- 上尾市文化遺産活用活性化実行委員会編・制作『八枝神社のお獅子様』(DVD)、二〇一六年
伊奈町史編集室編『伊奈町の神社寺院』(伊奈町史資料調査報告書第四集) 伊奈町 一九八七年

櫻井治男『地域神社の宗教学』弘文堂、二〇一〇年